

# 市町村合併と福祉行政サービス

## 一大分県日田市の場合一（上）

奥 田 憲 昭

### はじめに

1. 編入合併と福祉行政サービス
2. 福祉行政サービスの変化パターン
3. 変化パターンの事例（以上本号）
4. 福祉行政サービスの変化と住民評価
5. 新設合併との相違—杵築市との比較から

おわりに

### はじめに

旧合併特例法が適用される期限の平成18年3月31日をもって平成の市町村合併は一段落し、全国の市町村数は平成11年3月31日時点の3,232から1,821市町村へと大幅に減少した<sup>1</sup>。この間の合併により市は670から777に増加したのに対して、町は1,994から846へ、村は568から198へと減少した。合併状況を都道府県別にみると西高東低の傾向にあり、市町村数の減少率が最も高いのは広島県（73.3%）で、次いで愛媛県（71.4%）、長崎県（70.9%）、大分県（69.0%）の順となっている。

こうした市町村合併は、福祉行政組織や福祉行政サービスのあり方を変え、住民生活に多大な影響を与える。福祉行政に関する市町村合併が住民生活に及ぼす影響は、大きくは福祉行政組織の変化が住民生活に及ぼす影響と福祉行政サービスそのものの変化が住民生活に及ぼす影響とに分けられる。本論文は、編入合併した大分県日田市郡1市2町3村（日田市・天瀬町・大山町・前津江村・中津江村・上津江村）の合併を事例として、後者の福祉行政サービスの変化に焦点を当て、その変化の実態を解明し、住民生活の視点から福祉行政サービスにおける合併効果を全体的に評価することを目的としている<sup>2</sup>。

合併が住民生活に与えた影響を評価するには、まず合併により行政サービスそのものがどのように変化したかを全体的に把握することが必要である。新聞やテレビなどの報道機関ではし

1 総務省によれば、合併特例法が失効後も改正合併特例法のもとで合併が行なわれ、平成19年3月12には1812になる予定である。

2 ここでは、福祉行政サービスと保健サービスは区別し、福祉行政サービスのみ取り扱うこととするが、難病患者等居宅生活支援事業、老人保健事業のうち介護家族健康相談、介護者健康教室、機能訓練は福祉行政サービスに含むものとする。

なお、福祉行政組織の変化については本紀要の第4号、第5号において詳細に述べているので参照されたい。

ばしば行政サービスの変化の一部だけを取り上げ、それでもって合併の評価をなすことが多い。しかし、行政サービスは数多く、各自治体の住民からみて合併によって良くなるサービスもあれば悪くなるサービスもある。したがって、合併を正しく評価するには行政サービスの変化を全体的に且つ正確に把握することが不可欠である。そして、このことは福祉行政サービスだけに限っても妥当する。

福祉行政サービスの変化を正確に把握するためには合併前の行政サービスの状況と合併後の行政サービスの状況を比較検討する必要がある。そこでまず、合併協議会で取り上げられた協議項目について各市町村の合併前の実施状況（資料1）を明らかにするとともに、合併協議会の調整結果と合併後（平成18年度8月31日現在）の状況（資料2）を把握する<sup>3</sup>。次にこれらの資料を基にして協議項目の変化のあり方をいくつかのパターンに類型化する作業を試みる。さらにその類型化されたパターンに基づいて各協議項目を整理し、福祉行政サービスの変化の実態を明らかにする。本論文においては紙幅の関係から各協議項目の変化をすべて詳細に記述することは不可能である。そこで各パターンの変化の実態を理解するために、変化の要約を踏まえて各パターンのなかからより重要で特色ある事業項目をいくつか取り上げ、典型的事例として詳細に説明する。これら一連の作業を踏まえて福祉分野の合併効果について全体に評価することとした。

しかし、こうした福祉行政サービス全体からみた評価と住民の福祉行政に関する評価とは必ずしも一致しない。なぜなら、住民はもっぱら自分自身とのかかわりから合併を評価し、福祉行政全体をみて合併を評価することをあまりしないからである。また、合併による変化を全体的に知ろうとしても情報不足から全体像を把握することはなかなか困難である。さらに、公平性、効率性といった観点から調整されていたとしてもサービスが低下した場合はどうしてもそのマイナス面に住民の関心が集まるといったことも致し方のことである。

いずれにしても、合併の影響を考える際、住民が合併をどう評価しているかを知ることは重要である。そこでここでは地域福祉への関わりが深い民生委員・児童委員を対象として合併に対する評価の調査を行ない、その調査結果から福祉行政サービスの変化に対する住民の評価を明らかにしておきたい。

合併には編入合併と新設合併がある。日田市郡1市2町3村の合併は編入合併である。合併形式の相違は、合併のあり方全体に大きな影響を与える。編入合併と新設合併によって福祉行政サービスにどのような違いが生じるのか。最後に、新設合併した杵築市を事例に比較検討し、その相違点を明らかにしておくこととした。

## 1. 編入合併と福祉行政サービス

日田市郡の合併協議においては郡部町村が新設合併を主張し、また一方、旧日田市が編入合併を主張した。この結果、合併協議は2ヶ月ほど膠着状態が続いた。しかし、最終的には郡部町村が譲歩し、合併形式は編入合併となった。郡部町村が新設合併を主張した理由は、小さな自治体でも自治体として独立した存在であり、相互に対等な関係に立って協議すべきだという考え方からである。一方、日田市が編入合併を主張した理由は、日田市と町村の人口比は約81：

で日田市が8割以上を占め、圧倒的に人口規模が大きく<sup>4</sup>、日田市の基準に合わせることが多くの住民のニーズに対応することになるという考え方からである。また、中津江村の経常収支比率が100.0%を超えるなど町村自治体の財政事情が悪く、日田市民の多くが合併に反対していたことも日田市が編入合併を強く主張する大きな原因となったものと考えられる。

大分県は52市町村が合併し、18市町村（14市3町1村）となった。編入合併の形をとったのは新市12市のうち大分市・中津市・日田市の3市だけである。別府市は合併しなかったため、合併した市町村のなかでは大分県内の人団規模上位3市が編入合併した、ということになる。

合併協議会における福祉行政サービスの調整方法は、新設合併と編入合併とでは大きく異なる。新設合併の場合は一つ一つ新しい基準を策定する必要があるのに対して、編入合併の場合は中核となる市の福祉サービス基準をそのまま編入する周辺町村に適用することとなる。しかし、編入される町村からみた場合、この調整法にはプラス面とマイナス面がある。なぜなら、核となる都市の福祉行政サービスの水準が高い場合と逆に旧町村の水準が高い場合とがあるからである。

日田の場合、編入合併といつても事情はかなり複雑である。合併協議の冒頭から編入合併を主張する日田市と新設合併を主張する郡部町村が対立したため、対等合併を精神として調整を行い合併形式は最終段階で協議することとなった。このため福祉行政サービスについても合併協議会や事務レベルの調整に多くの時間が割かれることとなった。この結果、同じ編入合併である大分市は合併協議わずか4ヶ月足らず（平成16年4月8日設立総会、同年7月23日第5回会議で協議終了）で終了したのに対して、日田市は2年を超える（平成15年1月23日初会合、平成17年2月22日第22回会議で協議終了）合併協議を行なうこととなったのである。

日田市合併協議会の委員構成は、首長6名、議長6名、議会議員6名、学識経験者12名（県職員1名・市町村長の推薦6名・有識者5名）となっている。事務レベルの調整は総務部会、企画部会、厚生部会、文教部会、産業部会、建設部会に分かれて行なわれた。各部会はさらに分科会に分かれた。厚生部会では国保分科会、介護保険分科会、保健分科会、福祉分科会、老人医療分科会、環境分科会、病院（診療所）分科会に分かれ、各分科会において現況調査票の作成、調整原案の作成、事務担当レベルの調整を行った。

介護保険と保健・医療関係の事業は福祉との関連性が強いが、それぞれが独立した分科会において調整され、合併協議会でも各種福祉制度とは別の協議項目として取り扱われてきた。そこでここでも介護保険と保健・医療関係の事業は福祉行政サービスの範疇には原則として入れないこととする<sup>5</sup>。但し、乳幼児医療費と老人保健に関連する事業は子育て支援、高齢者福祉に直接関係していることから特別に取り上げることにしたい。また、福祉行政サービスで取り上げる項目は合併協議会で取り上げられた協議項目を基本とし<sup>6</sup>、それらの項目について合併

4 平成12年度の国勢調査によれば、日田市62,507人、天瀬町6,660人、大山町3,910人、前津江村1,646人、中津江村1,338人、上津江村1,308人であり、合計77,369人であった。平成17年度国勢調査における日田市人口は、74,159人と減少している。旧市町村単位でみれば、旧日田市60,946人、天瀬町5,975人、大山町3,910人、前津江村1,391人、中津江村1,194人、上津江村1,053人となっており、旧上津江村の人口が1,000人以下になるのは時間の問題となっている。

5 ただ、医療費など経済的理由などから特に福祉と関連が深いと思われる若干の項目は取り上げ、その理由を明示しておく。

前の状況と合併後の状況を比較する。合併後の状況は、平成18年8月31日時点におけるものであり、日田市から提供された資料に基づいている。なお、日田市は平成18年3月に「第3次日田市行政改革大綱（集中改革プラン）」を発表した。したがって、平成18年4月1日以降の変化には、合併によるもの、行財政改革によるもの、両者が重なっているものがある。ここでは合併と関係しない行財政改革により新たに生じた変化は除くものとする<sup>6</sup>。

## 2. 福祉行政サービスの変化パターン

資料1及び資料2に基づき中心都市である日田市と周辺郡部町村（天瀬町、大山村、前津江村、中津江村、上津江村）の関係からみた場合、合併前と合併後の福祉行政サービスの変化パターンは以下の六つのパターンに分けることができる。

- パターン1：すべての旧町村のサービスが向上したケース
- パターン2：一部の旧市町村のサービスが向上したケース
- パターン3：一部の旧市町村でサービスが向上し、一部の旧市町村でサービスが低下したケース
- パターン4：現状維持のケース（サービスが向上したとか低下したとか言えないケースをも含む）
- パターン5：一部の旧市町村の福祉サービスが低下（縮小・廃止）したケース
- パターン6：すべての旧町村の事業が低下（縮小・廃止）したケース

パターン別のサービスを具体的に示すと以下のとおりである。その際、旧日田市にだけ施設があり、それを旧町村民が利用できるようになったケースが多くみられる。この場合は、旧町村のサービスが向上したとみなすこともできる。しかし、実際には距離的問題から旧町村民が利用できなかったり、合併前から広域利用で利用されてたりするものもあることから、原則として現状維持のパターン4に位置づけている。また、まれではあるが旧日田市民が旧町村の施設を利用できるようになる場合がある。その場合も、平成18年8月時点では旧日田市民が旧町村の福祉施設を利用するケースはみられないことから、現状維持のパターン4に位置づけている。さらに、一つの事業にプラス面とマイナス面の両面がある場合やプラスとかマイナスとか言えない場合も、パターン4に位置づけている。

6 行政が行っている福祉サービスのすべてが協議項目に取り上げられているわけではない。例えば、母子福祉の高等職業訓練促進事業・自立支援教育訓練給付金事業、児童福祉の家庭児童相談室・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当、障害者・児福祉の日田市療育セミナー事業・障害児長期休暇（夏休み）生活サポート事業・知的障害者通所授産施設整備資金利子補充事業・知的障害者小規模援護事業補助金・心身障害者扶養共済制度などは合併協議項目として取り上げられていない。

7 行財政改革においては指定管理者制度の活用による民間委託の推進の対象として、市立保育園、総合福祉センター、市立児童館、高齢者生活福祉センター、老人憩いの家が上がっている。また、民間委託等の推進の対象として、延寿寮の民営化、老人福祉センター（2施設）の民営化、赤石・柚木老人作業所の地元への譲渡、東溪・上津江診療所のあり方についての検討委員会の設置、天瀬憩いの家の廃止検討が上がっている。

具体的には、合併協議会の資料1と合併後の状況について日田市が提供した資料2に基づき、それぞれの事例を各合併パターンに当てはめていくことにする。その際、大きくは子育て支援、障害者・児福祉、高齢者福祉に分けて整理する。なお、児童福祉と子育て支援は同義語ではないが、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画では児童福祉に係る項目を含めて取り上げることとなっていることから、ここでは子育て支援としておく。

#### パターン1：すべての旧町村サービスが向上したケース。（15ケース）

##### [子育て支援]

- 1) 一時保育：日田市17箇所、前津江村1箇所、大山町1箇所、天瀬町3箇所で実施、負担金は日田市が4時間以内900円、8時間以内1,800円、天瀬町が8時間以内1,800円、大山町・前津江村が1日0歳児2,800円、1歳児2,300円、2歳児2,000円、3歳以上1,500円となっていた。日田市に合わせることにより負担金は各町村とも安くなった。実施施設は必要に応じ決定している。18年度現在、大山町・天瀬町・上津江町を含め23施設で実施。
- 2) 母子世帯等小口資金貸付：新市に引き継ぐ。旧日田市でのみ実施していたのですべての旧町村サービスが向上。

##### [障害者・児福祉]

- 3) 障害者社会参加促進事業：新市に引き継ぐ。旧日田市でのみ実施していたのですべての旧町村のサービスが向上。
- 4) 障害者住宅整備資金貸付：新市に引き継ぐ。旧日田市でのみ実施していたのですべての旧町村のサービスが向上。

##### [高齢者福祉・老人保健]

- 5) 生きがい活動支援通所事業（生きがい対応型デイサービス）：旧全市町村で継続実施、旧日田市の利用料金は200円であり、天瀬町300円、大山町300円、上津江村700円、中津江村620円、前津江村456円であった。このため全町村の利用料金が安くなった。
- 6) 訪問理美容サービス事業：新市に引き継ぐ。旧日田市でのみ実施していたのですべての旧町村のサービスが向上。
- 7) 成年後見制度利用支援事業：新市に引き継ぐ。旧日田市でのみ実施していたのですべての旧町村のサービスが向上。
- 8) シルバーハウジング（シルバーハウジング生活援助員派遣事業）：新市に引き継ぐ。旧日田市でのみ実施していた。旧日田市にある県営・市営住宅のシルバーハウジングで実施。旧町村住民にも公募。
- 9) 在宅福祉住宅整備資金貸付事業：新市に引き継ぐ。旧日田市でのみ実施していたのですべての旧町村のサービスが向上。
- 10) 在宅介護おむつ代助成：新市に引き継ぐ。旧日田市の単独事業として実施されていた。サービス内容は、在宅の寝たきり等の高齢者を介護している世帯に対し、高齢者が使用するオムツにかかる経費の一部を助成するものである。助成額は、月額3,750円程度、125円×申請月の在宅日数（ショートステイ・入院時の日数は除く）となっている。合併後旧町村地域の住民も多く利用している。

- 11) 独居老人安否確認事業：新市に引き継ぐ。旧日田市のみ実施していた。合併後は、社協実施の要援護者ネットワーク事業へ移行し支援。
- 12) ホームヘルパー育成事業：新市に引き継ぐ。旧日田市のみ実施していたのですべての旧町村のサービスが向上。
- 13) 介護家族健康相談：新市に引き継ぐ。旧日田市でのみで実施していたのですべての旧町村のサービスが向上。(老人保健)
- 14) 社会福祉施設整備費補助：旧日田市のみで実施。社会福祉法人が国・県の補助を受けて施設整備する場合に、国庫補助に市が上乗せして補助するもの。限度額は1施設2,000万円、対象施設は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、高齢者生活福祉センター、認知症老人グループホーム、ケアハウス、児童福祉施設、障害者福祉施設(身体障害・知的障害・精神障害)である。
- 15) 地域福祉計画：天瀬町で作成していたが、新市で新たに作成。内容的に向上。

## パターン2：一部の旧市町村のサービスが向上したケース。(12ケース)

### [子育て支援]

- 1) 乳幼児医療費助成事業：大山町・中津江村においては通院・歯科・調剤について3歳未満から就学前へ対象が拡大。[保健・医療関係協議項目]
- 2) 子育て支援センター：日田市・上津江村の2箇所で実施されていたが、合併後旧日田市と前津江村に2箇所を追加し、4箇所で実施
- 3) 乳幼児健康支援一時預かり事業：旧町村にとって新規開始だが旧日田市の1園で対応。旧日田市への通勤者は利用可能。

### [障害者(児)]

- 4) 心身障害者就労促進事業通所費補助(日田市・天瀬町のみ実施)：合併後日田市全域に対象を拡大。

### [高齢者福祉]

- 5) 家族介護者教室：天瀬町・前津江村は未実施であったのが新規に実施。
- 6) 住宅改修指導事業：未実施の天瀬町、上津江村で新規に開始。
- 7) 生活管理指導短期宿泊事業：未実施の前津江村で新規に開始。
- 8) 高齢者の生きがいと健康づくり事業：天瀬町、中津江村で新規に実施。
- 9) 高齢者等在宅生活環境整備事業：中津江村が未実施であったが、他の市町村は同じ内容。新市に引き継ぎ全体で実施。
- 10) 高齢者地域支援体制整備事業：地域における高齢者の介護予防・生活支援サービスに関する学習や研修を行い、ニーズの把握や評価を実施。中津江村は未実施であった。新市に引き継ぎ全体で実施。
- 11) 介護者健康教室：日田市と上津江村で実施していた。天瀬町、大山町、前津江村、上津江村は新規開始。
- 12) 敬老年金給付事業：合併後見直しを行い、公的年金(恩給)の受給のない者のみを対象とした。大山町で新規導入となるとともに、年間給付額を前津江村の24,000円とし、旧日田市・天瀬町・中津江村・上津江村で向上した。

パターン3：一部の旧市町村でサービスが向上し、一部の旧市町村でサービスが低下したケース。（8ケース）

[障害者・児福祉]

- 1) 重度障害者移動支援事業：すべての旧町村は新規開始で向上したが、逆に旧日田市が低下。

[高齢者福祉・老人保健]

- 2) 軽度生活援助事業：各市町村とも日田市の例により継続実施、中津江村・上津江村・天瀬町は利用者負担が軽減したが、大山町・前津江村は高くなった。
- 3) 家族介護用品の支給：支給額が中津江村、上津江村、大山町は増額したが、天瀬町は減額。
- 4) 家族介護慰労金の支給：大山町、中津江村、上津江村が未実施であったのが新規に実施されるようになった。しかし、前津江村の独自事業は廃止。
- 5) 「食」の自立支援（配食サービス）事業：旧日田市は夕食を毎日配食。天瀬町は新規開始、業者委託となつたため大山町の一部は月1回夕食が毎日に、大山町の一部は月1回が廃止に、前津江村は月1回夕食が廃止に、中津江村は週2回昼食が廃止に、上津江村は週2回夕食が廃止になった。
- 6) 外出支援サービス事業：天瀬町が新規開始、他の市町村は利用者負担基準の変更により利用負担が軽くなる場合と重くなる場合が生じる。
- 7) 寝具類等洗濯・乾燥・消毒サービス事業：中津江村は未実施であったのが実施されるようになった。天瀬町では利用者負担が1,000円⇒700円に減少した。大山町は無料が有料に、上津江村では600円⇒700円に、前津江村では630円⇒700円に負担が増加。
- 8) 生活管理指導短期宿泊事業：未実施であった前津江村が、実施されるようになり、中津江村の利用料が減額（最大280円）になった。しかし、天瀬町・大山町が20円（食事実費）増額、上津江村が最大300円増額。

パターン4：現状維持のケース（52ケース）

[子育て支援]

- 1) 母子家庭等医療費助成事業：新市に引き継ぐ。
- 2) 児童育成計画：新市で市町村の実情を尊重しながら策定することとなり、合併後平成18年3月に『ひたし子ども育成支援行動計画』を策定。
- 3) 児童館：旧日田市・天瀬町・大山町（2箇所）の4箇所で実施していたのをそのまま新市に引継ぐ。
- 4) 保育所：施設については新市に引き継ぐ。運営方法については、新市において民営化の方向も含め検討。
- 5) 障害児保育補助金の調整：特別保育・障害児保育は新市に引継ぎ、各負担金は17年度から日田市の例による。
- 6) 障害児保育実施保育園の調整：実施施設は現行どおりとし、必要に応じ新市において決定。
- 7) 休日保育：必要に応じて決定することとなっているが、H18年度現在はこれま

でどおり旧日田市 4 施設で実施している。負担金は月額2,000円。

- 8) 延長保育：必要に応じて決定することとなっているが、H18年度現在は中津江村を含め 7 施設で実施。

[障害者・児福祉]

- 9) 経過的福祉手当：国の制度に基づき全部の旧市町村で実施、新市に引き継ぐ。
- 10) 障害児福祉手当：国の制度に基づき全部の旧市町村で実施、新市に引き継ぐ。
- 11) 特別障害者手当：国の制度に基づき全部の旧市町村で実施、新市に引き継ぐ。
- 12) 特別児童扶養手当：国の制度に基づき全部の旧市町村で実施、新市に引き継ぐ。
- 13) 身体障害者施設支援費：国や県の制度に基づき全部の旧市町村で実施、新市に引き継ぐ。
- 14) 更生医療の給付：国や県の制度に基づきすべての旧市町村で実施、新市に引き継ぐ。
- 15) 居宅生活支援：身体障害者短期入所、身体障害者居宅介護（ホームヘルプサービス）、身体障害者デイサービスとも国や県の制度に基づきすべての旧町村で実施、新市に引き継ぐ。
- 16) 在宅重度障害者住宅改造助成事業：県と市の補助によりすべての旧市町村で実施、新市に引き継ぐ。
- 17) ストマ用装具助成事業：県と市の補助によりすべての旧市町村で実施、新市に引き継ぐ。
- 18) 身体障害者（児）日常生活用具給付：国や県の制度に基づきすべての旧市町村で実施、新市に引き継ぐ。
- 19) 身体障害者(児)補装具交付及び修理：国や県の制度に基づきすべての旧市町村で実施、新市に引き継ぐ。
- 20) 知的障害者（児）日常生活用具給付等事業：国や県の制度に基づきすべての旧市町村で実施、新市に引き継ぐ。
- 21) 知的障害者施設支援費：国や県の制度に基づきすべての旧市町村で実施、新市に引き継ぐ。
- 22) 知的障害者居宅支援：国や県の制度に基づき障害児短期入所・障害児ホームヘルプサービス・心身障害児デイサービスはすべての旧市町村で実施、グループホームは旧日田市のみ実施、これらを新市に引き継ぐ。
- 23) 知的障害者（児）日常生活用具給付等事業：国や県の制度に基づきすべての旧市町村で実施、新市に引き継ぐ。
- 24) 心身障害者就労促進事業通所費補助：国や県の制度に基づき旧日田市・天瀬町の施設に助成、新市に引き継ぎ 2 施設に助成。
- 25) 知的障害者小規模通所授産施設運営事業費補助：国や県の制度に基づき旧日田市の 1 施設に補助、新市に引き継ぐ。
- 26) 身体障害者・知的障害者相談：身体障害者相談員は旧日田市 9 名、天瀬町 2 名、大山町・前津江村・中津江村・上津江村は各 1 名、（合計15名）、知的障害者相談員は旧日田市 3 名、天瀬町・大山町は各 1 名、前津江村・中津江村・上津江村は 3 村で 1 名（合計 6 名）であった。合併後もこの、相談員数は維持し継続

する。

- 27) 精神障害者居宅生活支援事業：国や県の制度に基づき居宅介護等事業（ホームヘルプ）、短期入所事業（ショートステイ）、地域生活援助事業（グループホーム）をすべての旧市町村で実施、新市に引き継ぐ。
- 28) 重度心身障害者医療費給付事業：県と市の補助によりすべての旧市町村で実施、新市に引き継ぐ。
- 29) 知的障害者自立促進事業：県と市の補助により旧日田市でのみ実施、新市に引き継ぐ。
- 30) 障害者生活支援事業：新市に引き継ぐ。日田玖珠8市町村に委託していたため玖珠郡との調整が必要。
- 31) 住民啓発事業：全市町村で実施、新市に引き継ぐ。
- 32) 障害者基本計画：旧日田市はH10年度作成、旧町村は「日田玖珠圏域障害者計画」をH11年度に作成、新市において新たに作成。

#### [高齢者福祉・老人保健]

- 33) 生きがい活動支援通所事業（介護予防型デイサービス）：前津江村は生きがい対応型へ移行して実施、天瀬町、大山村、中津江村、上津江村は未実施のまま。H18年度に旧日田市のサービスも生きがい対応型に移行する予定。
- 34) 老人日常生活用具給付等：県と市の補助により全市町村とも現状の内容で新市に引き継ぐ。
- 35) 緊急通報体制等整備事業（一人暮らし高齢者等の緊急通報システムの整備）：各旧市町村とも現状の内容で新市に引き継ぐ。
- 36) 老人保護措置事業：旧全市町村とも現状の内容で新市に引き継ぐ。
- 37) 在宅介護支援事業：旧全市町村とも現状の内容で新市に引き継ぐ。
- 38) 介護予防事業：旧日田市においては保健事業のなかで実施していたため、旧郡部（天瀬町、大山村、前津江村、上津江村）での実施は廃止し、日田市保健事業のなかで実施。
- 39) 高齢者地域支援体制整備事業：旧日田市が15年度まで廃止していたため、旧町村部は社会福祉協議会の単独事業として実施。
- 40) 高齢者健康増進事業：ゲートボール場の土入れ事業のみ実施、旧日田市にて実施していた各種スポーツ大会の賞品代・1日保険加入等は老人クラブ補助金に一本化。
- 41) 在宅介護支援センター：基幹型1ヶ所（直営）、地域型9ヶ所（委託）を新市に引き継ぐ。H18年度地域包括支援センター設置に伴い廃止。
- 42) 緊急通報センター管理委託事業：実施されている旧日田市・天瀬町・上津江村のうち天瀬町と旧日田市は日田市に統合し、上津江村は継続して実施。
- 43) 老人ホーム：日田市設置の養護老人ホーム延寿寮（広域で利用）は新市に引き継ぐ。第3次日田市行政改革推進計画において、民間委託を検討。
- 44) 高齢者生活福祉センター運営事業：前津江村・中津江村・上津江村で実施。H17年度は従前どおり社協へ管理運営を委託し、入所決定等は市で実施。H18年度は指定管理者制度を導入し、社協を指定管理者に指定。負担金を統一。

- 45) 老人福祉センターの管理：旧日田市・天瀬町・中津江村で実施。現行どおり新市に引き継ぐ。
- 46) 老人集会所管理：旧日田市・前津江村・中津江村で実施。H17年度の管理・運営については従前どおり。18年度においては小野地区（旧日田市）・池の山（旧中津江村）老人憩いの家について指定管理制度を導入。
- 47) 老人福祉施設整備資金利子補給費補助：日田市・天瀬町で実施。新市に引き継ぐ。H13年度に県が見直しをしたのに伴い、日田市でも見直し。従前に申請のあったものに対して償還期間終了まで利子補給。
- 48) 老人クラブ活動等補助：老人クラブ連合会の合併により連合会への補助金を一本化。
- 49) 日田市福祉バス運行事業：従前どおりスクールバスの空き時間を利用し、6路線を運行。
- 50) 高齢者保健福祉計画：『日田市老人保健福祉計画《2006》』H18年3月に策定。

[その他]

- 51) 戦没者追悼式：日田市の方式により一本化し実施。
- 52) 町民憩いの家管理運営（天瀬町）：新市に引き継ぐ。行政改革によりH18年度から廃止を検討。

パターン5：一部の旧町村の福祉サービスが低下（縮小・廃止）したケース。（11ケース）

[子育て支援]

- 1) 放課後児童健全育成事業：前津江村においては補助金の減少。中津江村・上津江村においては直営から委託にしたため運営費が減少。
- 2) 児童健全育成事業：天瀬町・大山町・中津江村で補助金が減少。

[障害者・児福祉]

- 3) 心身障害者年金：前津江村、中津江村で実施していたが、合併後廃止。

[高齢者福祉・老人保健]

- 4) 家族介護交流事業：天瀬町、上津江村で実施していたが合併後廃止。
- 5) 生活管理指導員派遣事業：天瀬町、大山町で実施していたが、合併後廃止。ただし、合併前の利用者は、軽度生活援助事業へ移行。
- 6) 高齢者食生活改善事業：前津江村、上津江村で実施されていたが、合併後廃止。
- 7) 緊急短期入所生活介護支援事業：天瀬町で実施していたが、合併後廃止。
- 8) 金婚夫婦を祝う会：天瀬町で実施されていたが、合併後廃止。
- 9) 一人暮らし交流会：天瀬町で実施されていたが、合併後廃止。
- 10) 敬老会補助：大山町・前津江村・中津江村・上津江村で実施していたが、合併後廃止。
- 11) 敬老祝金の支給：前津江村・中津江村・上津江村で実施されていたが、合併後廃止。

パターン6：すべての旧町村の事業が低下（縮小・廃止）したケース。（4ケース）

[子育て支援]

- 1) 保育料基準年齢区分及び保育料基準額の統一：年齢区分を3歳児未満・三歳児・4歳以上児の3段階に統一した。保育料は各市町村により異なっており、21年度に旧日田市の水準に統一するため段階的に調整することとなった。この結果、町村部の保育料は全体として高くなった。
- 2) 放課後児童クラブ：旧日田市5施設、前津江村1施設、中津江村1施設、上津江村1施設で実施していたのを新市で引継ぎ実施した。合併後、旧日田市で4施設増設。しかし、利用者負担については旧日田市の基準（月額5,000円）に統一され、前津江村（1,500円）、中津江村（1,000円・夏休み3,000円）、上津江村（無料）では利用者負担金が増加。

[障害者・児福祉]

- 3) 精神障害者就労促進事業通所費補助：旧日田市2施設、他の町村は各1施設、合計7施設に補助する制度はあったが、合併後は利用がなく、旧町村の助成額は廃止。

[高齢者福祉・介護保険・老人保健]

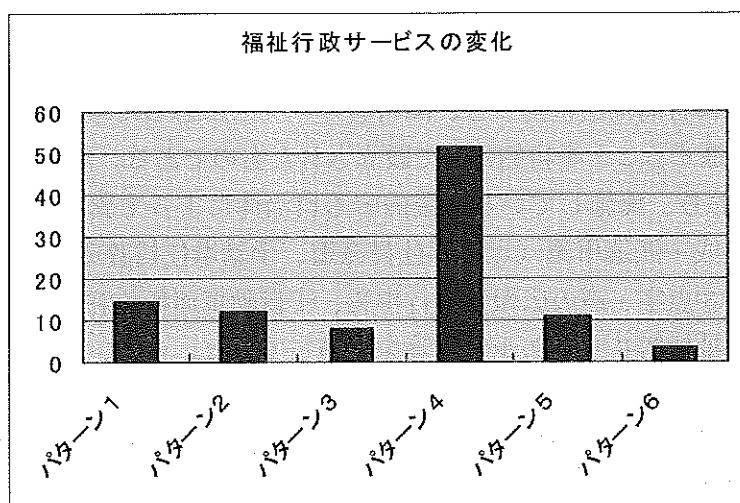
- 4) 敬老記念品の贈与：見直しの結果、年齢を90歳と100歳に縮小。

以上、合併協議会に提出された協議項目を中心に、合併前の福祉行政サービスと合併後の福祉行政サービスのあり方を比較検討し、六つの合併パターンに類型した。この結果から注目されるのは、それぞれの合併パターンに当たる福祉行政サービスの項目数である。

多いものから順番にあげると、「合併パターン4」52ケース、「合併パターン1」15ケース、「合併パターン2」12ケース、「合併パターン5」11ケース、「合併パターン3」8ケース、「合併パターン6」4ケースの順となっている。

編入される町村からみた場合、パターン1、パターン2をプラス効果、パターン3、パターン4をプラス・マイナスがゼロのゼロ効果、パターン5、パターン6をマイナス効果とすれば、プラス効果が27ケース、ゼロ効果が60、マイナス効果15となり、町村にとってのプラス効果が12ケースほど多い、ということになる。

図1 福祉行政サービスの変化



こうしたパターン別項目数の分布はどのような意味をもっているのであろうか。少なくとも次のような点が指摘されるであろう。

- ①プラス効果が27ケースとマイナス効果12ケースよりも多いということは、町村からみて合併は必ずしもマイナス面ばかりではなくプラス面も結構多く、サービスの数からみた場合はマイナス効果よりもプラス効果の方がむしろ多いということを意味している。こうした結果は、資料1にみられるとおり、旧日田市の単独事業が多いことが大きく影響している。
- ②ゼロ効果を示すパターン4が圧倒的に多いことは、福祉サービスには国や県の制度に基づいて実施されているものが多く、こうした事業は合併後も国や県の制度が変わらない限りそのまま継続しやすい。
- ③パターン4が多くなった一つの原因として、ソフトランディングを図るために当面は継続することにした、ということが考えられる。したがって、このパターン4のなかには今後民営化が図られたり、事業が縮小されたり、なかには廃止が検討されるものが含まれている可能性が大きい。
- ④パターン6にみられる低下したり廃止されたりした項目には、限られた人を対象とするものではなく、「保育料」「敬老祝金の支給」など町村の多くの住民にマイナスとなるものがかなり存在している。こうした項目が低下・廃止されるのは、それを旧日田市住民にも適用すると人数が多いため多額の経費がかかることが原因である。しかし、このことについては旧町村の住民の多くが不満をもつことが予想される。

以上、福祉行政サービスの全体的傾向とその意味を指摘した。こうした点を踏まえて次にそれぞれのパターンの代表的ケースを取り上げ、その変化を詳細にみておくこととしたい。

### 3. 変化パターンの事例

#### パターン1の事例：①障害者社会参加促進事業

パターン1は、旧日田市の水準に合わせて実施したことにより、すべての旧町村のサービスが向上したケースである。このケースはパターン4の現状維持のケースを除いたなかでは15ケースと最も多くなっている。ここでは、障害者社会参加促進事業を取り上げておく。

障害者社会参加促進事業は、旧日田市と天瀬町が実施していた。合併後旧日田市の水準で実施したことにより、実施していなかった大山町・前津江村・中津江村・上津江村はもとより、天瀬町のサービス内容も向上した。

本事業は、身体障害者福祉法に基づき、障害者のニーズに応じた事業の選択により障害者の自立と社会参加を促進することを目的として設立されたものである。補助率は、国1/3、県1/3、市町村1/3となっており、実施している事業内容も自治体によって異なっている。旧日田市の場合、①奉仕員等養成・派遣事業（点字奉仕員派遣、手話奉仕員養成、手話奉仕員派遣）、②手話通訳設置事業、③点字・声の広報等発行事業、④自動車運転免許・改造助成、⑤スポーツ大会開催事業、⑥福祉機器リサイクル事業等を実施していた。一方、天瀬町は手話講習会のみの実施となっていた。

身体障害者手帳交付者数は、旧日田市2,620人、天瀬町398人、大山町221人、前津江村85人、中津江村61人、上津江村63人、合計3,448人となっており（資料3）、実施していなかった大山町、前津江村、中津江村、上津江村の身体障害者数は合計430人である。合併後は、旧日田市

に合わせて実施されることとなったため、旧町村の障害者もすべてこれらのサービスを利用できるようになった。

#### パターン1の事例：②軽度生活援助事業

軽度生活援助事業は、介護保険事業とは別に、在宅の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、軽易な日常生活上の援助を行なうことにより高齢者の自立と生活の質の確保を図り、高齢者の福祉の向上に資することを目的としている。生活援助の内容には、①家事に関する事項、②相談・助言に関する事項、の2種類がある。家事に関する事項とは、食事の世話、衣類の洗濯、補修、住宅等の清掃、整理整頓、身の回りの世話、生活必需品の買い物関係機関等との連絡、その他必要な家事である。これらの点は旧日田市も各町村も同じであり、事業内容はそのまま引き継がれることとなった。

調整上の問題は利用者負担にあった。旧日田市の利用者負担は、1時間当たり120円（但し、派遣対象世帯の生計中心者が非課税者で、訪問介護サービスの利用実績のある場合は、1時間当たり36円の利用者負担）であった。大山町・前津江村・上津江村は日田市と同様に1時間当たり120円であったが、非課税者に対する特別措置は採られていなかった。一方、天瀬町と中津江村は旧日田市よりも高くなっていた。天瀬町は家事サービスの内容によって、利用料をきめ細かく決めていた。サービスごとの利用料金は、資料4に示されたとおりである。1時間以内150円が多くなっている。中津江村は生計中心者が所得税課税の場合は、1時間当たり300円、非課税の場合は200円となっていた。

旧日田市における平成16年度の軽度生活援助事業委託料（9,873,300円）は、高齢者在宅福祉サービスのなかでは、在宅介護支援センター運営委託料（20,338,096円）、配食サービス事業委託料（11,251,500円）に次いで多い金額であった。

#### パターン1の事例：③社会福祉施設整備費補助

パターン1のもう一つの例として社会福祉施設整備事業を取り上げておく。この事業は、日田市社会福祉法人施設整備補助金交付要綱により、旧日田市の単独事業として実施していた。社会福祉法人が国や県の補助を受けて施設整備する場合に、国庫補助に市が上乗せして補助するものである。補助率は国庫補助基準額の1/10、1/20、1/40の3種類がある。限度額は1施設当たり2,000万円で、対象施設は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、高齢者生活福祉センター、認知症老人グループホーム、ケアハウス、児童福祉施設、障害者福祉施設（身体障害・知的障害・精神障害）となっている。旧日田市には郡部町村に比べて多くの福祉施設が立地しているが（資料5）、それでも市民のニーズを十分に充たしているわけではない。知的障害者援護施設をとってみても市外や県外の施設を利用せざるを得ない状況にある（資料6）。市民のニーズをすべて充たすことはできないにしても、できるだけ自宅から近いところに施設があることが望ましい。こうした行政サービスは一定の財政力がないと実施できないサービスであり、郡部町村でもこのサービスを利用できるようになったことは行政サービスの向上として評価される。

#### パターン2の事例：乳幼児医療費助成事業

パターン2は、旧日田市の水準に合わせて実施するようになり、一部の旧町村のサービスが

向上したケースである。ここでは乳幼児医療費助成事業を取り上げておく。

この事業は、乳幼児の医療を受けやすくし、疾病の早期発見と治療を促進することに加えて、少子化対策として子育ての負担を軽減し、子どもを生みやすい環境をつくることを目的としたものである。表1が示すように入院については0歳～6歳で迎える3月末まで全額助成となっ

表1 合併前の乳幼児医療費助成の状況

乳幼児医療費助成		日田市	天瀬町	大山町	前津江村	中津江村	上津江村
入院	0～3歳誕生月	全額助成（県1/2+市町村1/2）					
	上記翌月～6歳で迎える3月末	全額助成（県1/2+市町村1/2）					
通院、歯科、 調剤	0歳～3歳誕生月	全額助成（県1/2+市町村1/2）					
	上記翌月～6歳で迎える3月末	全額単独	全額単独	無し	全額単独	無し	全額単独

資料：第7回日田市郡合併協議会、協議項目付属資料 資料7-1 101頁

ている。また、通院・歯科・調剤については3歳誕生月までが全額助成で、3歳誕生月翌月～6歳で迎える3月末までについては旧日田市・天瀬町・前津江村・上津江村が全額単費で助成していたが、大山町・中津江村では助成していなかった。合併したことによって大山町や中津江村の住民も全額助成が受けられるようになった。なお、合併後の乳幼児医療費助成事業のあり方は自治体によって異なっている。合併後の大分県内市町村のうち0～3歳・3～6歳とも通院・入院が無料になっているのは日田市・津久見市・豊後大野市・竹田市だけである<sup>8</sup>。

### パターン3の事例：日田市重度障害者移動支援事業

パターン3は、一部の旧町村ではサービスが向上したが、一部の旧市町村ではサービスが低下したケースである。ここでは日田市重度障害者移動支援事業を取り上げよう。編入合併の場合、基本的には中核となる市の基準に合わせることが多いことから、中核となる市の行政サービスが低下することはほとんどない。日田市重度障害者移動支援事業は中核となる市のサービスが低下し、周辺町村のサービスが向上した数少ないケースの一つである。こうした調整結果になった理由は以下のとおりである。

合併前、日田市重度障害者移動支援事業は旧日田市の単独事業として実施してきた。この事業には、1) タクシー利用による移動支援事業と、2) タクシー利用ができない移動支援事業がある。

8 平成16年度の大分県の事務事業評価書によれば、大分県は大分県乳幼児医療費助成事業実施要綱及び大分県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱により3歳未満児の入・通院費、未就学児の入院費について現物給付により助成を行なう市町村に対して補助を行なっていた。中核市である大分市に対しては補助をしていないため、大分市は3歳未満児の入・通院費、未就学児の入院費・通院費とも有料となっている。なお、平成18年10月から県の乳幼児医療費助成制度が見直された。すなわち3歳未満児の医療費が一部見直され、3歳一就学前までの通院費用も助成するよう対象を拡大し、一方で①入院の場合、1医療機関ごとに1日500円を月14日まで、②通院の場合、1回500円を月4回までは自己負担となり、食事療養費助成は廃止することとなった。しかし、日田市と豊後大野市では無料化を継続することとした。

### 1) タクシー利用による移動支援事業

合併前のタクシー利用による移動支援事業は、「身体障害者（児）1・2級、知的障害者（児）A、精神障害者1級は、旧日田市内のタクシー使用に限り、利用券1枚と400円を支払うこと、距離を問わず乗車できる、また利用券は年間24枚とする、というものである。旧日田市は合併後もこの事業を継続しようと考えた。その場合問題となつたのは、その事業費である。新市全域に広げた場合、試算によれば6,600,000円だった事業費がほぼ6倍の36,334,560円かかることになる（表2）。そこで日田市は制度を変更し、旧日田市の対象者への緩和措置を取りながら段階的に補助額を減らす方針を打ち出した。

表2 合併前制度を新市全域に拡大する場合の経費の試算

15年7月現在	日田市	天瀬町	大山町	前津江村	中津江村	上津江村	合計
片道平均料金（円）		3,500	2,200	4,720	6,200	7,000	—
助成額（円）		3,100	1,800	4,320	5,800	6,600	—
対象者数（名）	1,026	181	81	42	32	25	1,387
年間助成金額（円）	6,600,000	13,466,400	3,499,200	4,354,560	4,454,400	3,960,000	36,334,560

資料：日田市合併協議会 資料20-1 22頁

その調整案は次のとおりである。①助成の対象は、重度障害者とする、②助成額は障害者基本料金とする、③合併の日以後に助成の対象となった障害者については、平成17年6月までの分として、6回を限度として一ヶ月当たり2回分の利用券を交付する。（当該年度の交付が7月であるため）④合併前に助成の対象となっている障害者に対しては、平成17年度に限り、利用料金が1,500円の範囲内で、現行の制度を適用する。

この結果、旧日田市の対象者は平成17年6月30日までは「本人負担400円で旧日田市内は上限なし」であったのが、平成17年7月1日から平成18年6月30までは「本人負担400円で割引後の利用料金負担1,500円を上限に補助」となり、平成18年度7月1日からは初乗り500円券・24枚／年となった。このため旧日田市の対象者は負担が「400円であとは上限なし」でよかつたのが、初乗り券は500円（18年7月1日から）だけの補助となった。一方、旧町村部の新規対象者は、平成17年3月22日から平成17年6月30日まで初乗り500円券6枚、平成17年7月1日以降は初乗り500円券が年に24枚を受け取ることとなり、合併により新しいサービスを受けることが可能となった。

### 旧日田市対象者の変更

#### 合併前

400円	401円～
自己負担	市助成

#### 合併後変更

⇒	基本料金500円	基本料金を超える額
	市助成	自己負担

平成17年度経過措置（合併前の対象者）：17/7/1から18/6/30まで

400円	～1,100円	1,500～
自己負担	市助成	自己負担

## 2) タクシー利用ができない移動支援

現行のとおり、通常のタクシーが利用できない程度の重度在宅障害者のために、ボランティア団体に車両を貸出し、団体に補助金を交付して移動支援を行う。

### パターン4の事例：①保育所の施設と運営方法

パターン4のケースは、現状維持のケースである。このケースにはサービスが向上したとか低下したとか言えないケースも含まれているが、52ケースと圧倒的に多くなっている。そこでここでは子育て支援、障害者（児）福祉、高齢者福祉に係るものの中から特色のあるものをそれぞれ1事例ずつ取り上げることとする。

保育所の施設と運営方法に関する合併協議会の調整結果は、「保育所の施設については新市に引き継ぐ、運営方法については、新市において民営化の方向も含め検討する」となっている。合併前、旧日田市には公立4箇所・公設民営1箇所・私立12箇所、天瀬町には公立2箇所・私立2箇所、大山町には公設民営3箇所、前津江村には公設民営1箇所、前津江村・中津江村には公立1箇所が存在していた。これらの施設はそのまま引き継がれた。

合併協議において郡部町村は保育所の民営化に反対したこともあり、平成18年4月現在においては運営方法も同様の経営形態となっている。しかし、平成18年3月に示された「第3次日田市行政改革大綱（集中改革プラン）」に基づく「第3次日田市行政改革推進計画」では平成18年には市立保育園5施設が、平成19年には1施設が、20年・21年にはそれぞれ2施設が指定管理者制度を活用する計画が示された。現時点においてはどの保育園が指定管理者制度活用の対象となるのか、どこが指定管理者になるのかについては未定である。

なお、平成16年4月1日現在の保育所入所児童数は、旧日田市1,274人、天瀬町146人、大山町95人、前津江村47人、中津江村31人、上津江村31人であった<sup>9</sup>。

### パターン4の事例：②障害者生活支援事業

障害者を対象とした行政サービスは国や県の制度に基づいて実施されているものが多く、合併協議項目となった28項目のうち22項目がこうした国や県の制度に基づいたサービスであった。しかも22項目のうち18項目はすべての自治体で実施されていたのである。このことが障害者福祉に現状維持が多い理由となっている。ここでは数少ない市の単独事業（6項目）から、全市町村が実施しており合併後も変化のない事業として障害者生活支援サービスを取り上げることとする。

この障害者生活支援事業は、障害者が住み慣れた地域でより質の高い生活ができる目的として障害者やその家族の相談に応じ、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピア・カウンセリング<sup>10</sup>、介護相談、情報提供など総合的な支援を行なう事業である。この事業は合併前から、広域市町村圏である日田玖珠広域行政事務組合を構成する日田玖珠8市町村が、旧日田市にある社会福祉法人の支援部門に委託し、「障害者生

9 『平成16年度 福祉の現況』大分県日田福祉事務所 11頁

10 ピア・カウンセリングは1970年代初めにアメリカの自立生活運動の中で始まった。自立生活運動は、障害を持つ当事者自身が自己決定権や自己選択権を育てあい、支えあって、隔離されることなく、平等に社会参加していくことを目指している。その役割として精神的サポートと自立のための情報提供がある。

活支援センター」として指定して実施していたものであった。このため新市に受け継ぐ際には玖珠郡との調整を必要とした。

#### パターン4の事例：③介護予防事業

介護予防事業は郡部町村（天瀬町・大山町・前津江村・上津江村）で実施していた。天瀬町では在宅介護センターに委託して「転倒骨折予防事業」を、大山町でも在宅介護センターに委託して「転倒骨折予防事業」と「認知症介護教室」を実施していた。また、前津江村では社会福祉協議会に委託して「高齢者食生活改善支援事業」と「認知症介護教室」を、上津江村でも社会福祉協議会に委託して「転倒骨折予防事業」と「認知症介護教室」を実施していた。しかし、旧日田市はこうした事業を保健事業として対応していたため、福祉事業としては廃止し、保健事業として介護予防事業を引き継ぐこととなった。

旧日田市は「健康づくり都市宣言」を行い、「日田市健康づくり憲章」を掲げていた。行政組織においても健康推進課を設置し、合併前の平成16年3月には生活習慣実態調査を基にライフステージごとの取り組みをめざした『健康ひた21計画』を策定した<sup>11</sup>。高齢期においては、①栄養、②運動、③こころの健康、④飲酒・喫煙、⑤歯の健康、⑥保健医療、⑦事故の7項目に分けて地域と行政の取り組みを示し、具体的には「栄養改善料理教室」「糖尿病予防教室」「高脂血症予防教室」「転倒予防教室」「介護家族健康相談」などの事業を実施していた。合併後策定された「地域福祉計画」「老人保健福祉計画」においては認知症への対応を重点項目として掲げ、大分県下では先進的取り組みを目指している<sup>12</sup>。

#### パターン5の事例：放課後児童健全育成事業

パターン5は、一部の町村の福祉サービスが低下（縮小・廃止）したケースである。この事例として放課後児童健全育成事業を取り上げることとする。放課後児童健全育成事業は、放課後家庭に保護者がいない児童を対象として、学校の空き教室等を利用し、健全な遊び等を提供することを目的としている。合併前、日田市には日田放課後児童クラブ、桂林放課後児童クラブ、三和放課後児童クラブ、むくの木児童クラブ、光岡放課後児童クラブといった5児童クラブがあり、町村には前津江村放課後児童クラブ、中津江村放課後児童クラブ、すぎっこ放課後児童クラブ（上津江村）があった。これらの児童クラブは引き継がれたが、その運営方法と利用者負担が変化した。

運営方法は、旧日田市に合わせて、①児童クラブ運営委員会を設置し運営委員会での運営とする、②国庫補助対象に該当するもののみを児童クラブとする、③社会福祉法人等への委託も可能とし委託料は補助基準額とする、とした。国庫補助対象の補助基準額は、児童数10～19人が96,000円、20～35人が1,508,000円となっていた。

旧日田市の児童クラブ運営委員会は、放課後児童の保護者、校区自治会長、小学校もしくは小学校育友会の代表者、校区の民生委員（児童委員）、主任児童委員等から構成され、放課後指導員を置くこととなっていた。放課後児童指導員は、運営委員会の指揮監督の下に、①放課

11 『健康ひた21計画』 日田市 平成16年3月 70～71頁

12 『日田市老人保健福祉計画 第3次改定計画』日田市 平成18年3月

『日田市地域福祉計画～一人ひとりの人権と自立を支える福祉コミュニティの創生～』 平成18年10月

後児童等の入退会に関する事務、②月間及び週間の指導計画書の作成、③入会した放課後児童等に対するグループ活動及び生活の指導、④入会児童の出欠及び早退状況の把握と確認、⑤指導経過等を明らかにする日誌の作成などの職務を行う。前津江村、中津江村、上津江村においてはこうした運営委員会は設置されていなかった。

利用者負担金は、旧日田市が月額5,000円、前津江村が2,000円、中津江村が1,000円（夏休み3,000円）、上津江村が利用負担なしで、保険料は日田市・3村とも利用者負担となっていた。合併後の利用者負担は、基本的に5,000円で統一し、特別な理由がある場合はこの限りではないとした。この結果、前津江村の利用者負担金が2,000円、中津江村が3,000円、上津江村が5,000円となり、中津江村は2,000円、上津江村は5,000円と大幅な値上げとなった<sup>13</sup>。

合併後日田市は旧日田市内に四つの放課後児童クラブを増設した。平成18年8月に策定された「地域福祉計画」では、放課後児童健全育成事業を日田市福祉計画の重点事業の一つとして取り上げ、今後もさらに増設する計画となっている。

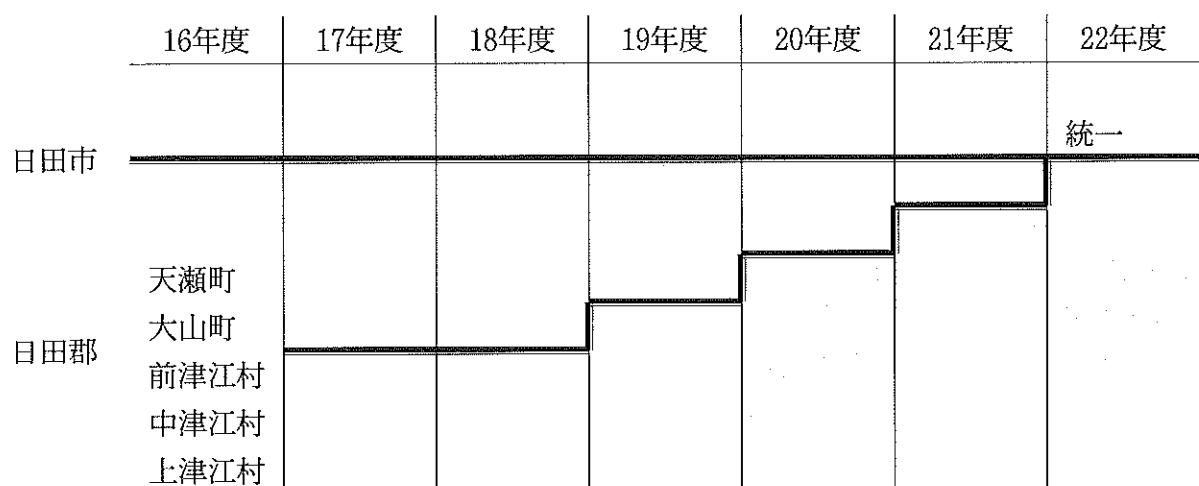
#### パターン6の事例：保育料の基準年齢区分及び基準額の統一

パターン6はすべての旧町村の事業が低下（縮小・廃止）したケースである。ここでは保育料の年齢区分と基準額の問題を取り上げておく。年齢区分は3歳児未満・三歳児・4歳以上児の3段階に分かれている自治体（旧日田市・中津江村）と3歳児未満・3歳児以上の2段階に分かれている自治体（天瀬町・大山町・前津江村）、1段階だけ（上津江村）の自治体に分かれていた。17年度より旧日田市に合わせて3段階とした。

保育料は各市町村により異なっており（資料7）、平成22年度に旧日田市の水準に統一するため、経過措置をとりながら以下のとおり段階的に調整することになった。

- ① 合併年度は（16年度）は現行どおりとする。
- ② 合併翌年度（17年度）及び合併翌々年度（18年度）の2年間は、日田市、日田郡の施設所在地による2通りの設定とし、日田市は現行徴収基準額、日田郡5町村は、郡の平均徴収基準額とする。
- ③ 平成19年度から平成21年度の3年間で、統一に向けて段階的に調整する。

図2 保育料の経過措置



13 日田市資料「日田市放課後児童クラブ一覧」より

この結果、全体として旧町村の保育料は高くなる。資料7にみられるとおり、所得区分の2階層では旧日田市は6,000円となっており、前津江村・中津江村・上津江村は値上げ、天瀬町は同額、大山町の3歳児未満は値上げ、となっている。3階層は旧日田市15,000円で、大山町3歳児未満を除きすべての旧町村が値上げ、4階層では旧日田市が25,000円、5階層では旧日田市が3歳児未満38,000円、4歳児以上32,140円で、すべての旧町村が値上げとなっている。また、6階層では旧日田市は3歳児未満・54,080円、3歳児38,000円、4歳児以上32,140円で、天瀬町がすべての年齢において値上げ、大山町・前津江村・中津江村・上津江村の3歳児未満が値上げ、3歳児以上が値下げとなっている。7階層では旧日田市が3歳児未満65,800円、3歳児38,000円、4歳児以上32,140円で、旧町村ではすべて3歳児未満が値上げ、3歳児以上が値下げとなっている。つまり全体的には高額所得者の3歳児以上を除いて旧町村の保育料は値上げになるのである。これは、旧町村においては少子化対策として、中以下の所得層の保育料を安く設定していたためである。

以上それぞれのパターンの代表的ケースを取り上げ、その変化の実態を詳細にみてきた。これらはあくまでも代表的ケースであるが、いずれも住民生活に大きな影響を与えるものばかりである。

以下次号（下）に続く

## 資料1 合併前の協議項目実施状況

### 資料1-1 子育て支援協議項目の一覧

注:○は実施、×は実施していない

国・県の制度に基づき全市町村で実施している事業						
協議項目	日田市	天瀬町	大山町	前津江村	中津江村	上津江村
1. 母子家庭等医療費助成	○	○	○	○	○	○
国・県の制度に基づいているが、全市町村では実施していない事業						
2. 児童館	○	○	○	×	×	×
3. 放課後児童クラブ	○	×	×	○	○	○
4. 児童育成計画	○	×	×	×	×	×
県・市町村の制度に基づき、全市町村で実施している事業						
5. 乳幼児医療費助成（入院）0歳～3歳生月	○	○	○	○	○	○
6. 乳幼児医療費助成（入院）上記翌月～6歳で迎える3月末	○	○	○	○	○	○
7. 乳幼児医療費助成（通院・歯科・調剤）0歳～3歳生月	○	○	○	○	○	○
単独事業						
7. 乳幼児医療費助成（通院・歯科・調剤）上記翌月～6歳で迎える3月末	○	○	×	○	×	○
5. 子育て支援センター	○	×	×	×	×	○
6. 母子世帯等小口資金貸付	○	×	×	×	×	×
実施合計数	10	6	5	6	5	7

資料：日田市郡合併協議会、資料9-1 協議第31号「各種福祉制度の取扱い（その3）」より作成

### 資料1-2 保育所協議項目の一覧

注:○は実施、×は実施していない

協議項目	日田市	天瀬町	大山町	前津江村	中津江村	上津江村
1. 保育所（園）	○	○	○	○	○	○
2. 障害児保育	○	×	×	×	×	×
3. 特別保育（乳児・一時・休日・延長）	○○○○	×○×○	×○×○	×○××	×××○	××××

資料：日田市郡合併協議会、資料1 協議第31号「各種福祉制度の取扱いについて」より作成

### 資料1-3 障害者・児福祉協議項目の一覧

注:○は実施、×は実施していない

国・県の制度に基づき全市町村で実施している事業						
協議項目	日田市	天瀬町	大山町	前津江村	中津江村	上津江村
1. 経過的福祉手当	○	○	○	○	○	○
2. 障害児福祉手当	○	○	○	○	○	○
3. 特別障害者手当	○	○	○	○	○	○
4. 特別児童扶養手当	○	○	○	○	○	○
5. 身体障害者施設支援費	○	○	○	○	○	○
6. 更正医療の給付	○	○	○	○	○	○
7. 居宅生活支援	○	○	○	○	○	○
8. 在宅重度障害者（児）住宅改造助成事業	○	○	○	○	○	○
9. ストマ用装具助成事業	○	○	○	○	○	○
10. 身体障害者（児）日常生活用具給付	○	○	○	○	○	○
11. 身体障害者補装具交付及び修理	○	○	○	○	○	○
12. 知的障害者施設支援費	○	○	○	○	○	○
13. 知的障害者居宅支援	○	○	○	○	○	○
14. 知的障害者（児）日常生活用具給付事業	○	○	○	○	○	○
15. 身体障害者・知的障害者相談	○	○	○	○	○	○
16. 精神障害者就労促進事業通所費補助	○	○	○	○	○	○
17. 精神障害者居宅生活支援事業	○	○	○	○	○	○
18. 医療費助成	○	○	○	○	○	○
国・県の制度に基づいているが、全市町村では実施していない事業						
19. 障害者社会参加促進事業	○	○	×	×	×	×
20. 心身障害者就労促進事業通所費補助	○	○	×	×	×	×
21. 知的障害者小規模通所授産施設運営事業費補助	○	×	×	×	×	×
22. 知的障害者自立促進事業	○	×	×	×	×	×
単独事業						
23. 障害者生活支援事業	○	○	○	○	○	○
24. 障害者基本計画	○	日田玖珠圏域障害者計画（H11～15年度）				
25. 住民啓発事業	○	○	○	○	○	○
26. 障害者住宅整備資金貸付	○	×	×	×	×	×
27. 重度障害者福祉タクシー利用助成						
1) タクシー支援による移動支援	○	×	×	×	×	×
2) タクシーが利用できない移動支援	○	×	×	×	×	×
28. 心身障害者年金	×	×	×	○	×	×
実施合計数	28	22	20	21	20	20

資料：日田市郡合併協議会、資料7-1 協議第31号「各種福祉制度の取扱い（その2）」より作成

## 資料1－4 高齢者福祉協議項目の一覧

注：○は実施、×は実施していない

国・県の制度に基づき全市町村で実施している事業		日田市	天瀬町	大山町	前津江村	中津江村	上津江村
1. 生きがい活動支援通所事業							
1) 生きがい対応型デイサービス	○	○	○	○	○	○	○
2) 介護予防型デイサービス	○	×	×	○	×	×	×
2. 老人日常生活用具貸付等	○	○	○	○	○	○	○
3. 軽度生活援助事業	○	○	○	○	○	○	○
4. 緊急通報システム体制整備事業	○	○	○	○	○	○	○
5. 老人保護措置事業	○	○	○	○	○	○	○
6. 在宅介護者支援事業	○	○	○	○	○	○	○
国・県の制度に基づいているが、全市町村では実施していない事業							
7. 介護予防事業	×	○	○	○	×	○	○
8. 家族介護者教室	○	×	○	×	○	○	○
9. 家族介護交流事業／リフレッシュ旅行	×	×	×	×	×	○	○
10. 家族介護用品の支給	○	○	○	×	○	×	×
11. 家族介護慰労金の支給	○	○	×	○	○	○	○
12. 配食サービス	○	×	○	○	○	○	○
13. 外出支援サービス事業	○	×	○	○	○	○	○
14. 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	○	○	○	○	×	○	○
15. 住宅改修指導事業	○	×	○	○	○	○	×
16. 訪問理美容サービス事業	○	×	×	×	×	×	×
17. 生活管理指導員派遣事業	×	○	○	×	×	×	×
18. 生活管理指導短期宿泊事業	○	○	○	×	○	○	○
19. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	○	×	○	○	○	×	○
20. 高齢者食生活改善事業	○	×	×	○	○	×	○
21. 成年後見制度利用支援事業	○	×	×	×	×	×	×
22. シルバーハウジング	○	×	×	×	×	×	×
23. 高齢者地域支援体制整備・評価事業	○	○	○	○	○	○	○
24. 高齢者等在宅生活環境整備	○	○	○	○	×	○	○
市町村の単独事業							
25. 在宅福祉住宅整備資金貸付事業	○	×	×	×	×		
26. 緊急短期入所生活介護支援事業	×	○	×	×	×	×	×
27. 在宅介護おむつ代助成	○	×	×	×	×	×	×
28. 独居老人安否確認事業	○	×	×	×	×	○	×
29. 高齢者健診事業	○	×	×	○	○	○	○
30. 金婚夫婦を祝う会	×	○	×	×	×	×	×
31. 一人暮らし交流会	×	○	×	×	×	×	×
32. ホームヘルパー育成事業	○	×	×	×	×	○	○
33. 在宅介護支援センター	○	○	○	×	×	○	○
34. 緊急通報センター管理委託事業	○	○	×	×	×	○	○
35. 老人ホーム	○	×	×	×	×	○	○
36. 高齢者生活福祉センター運営事業	×	×	×	○	○	○	○
37. 老人福祉センターの管理	○	○	×	○	○	○	○
38. 老人集会所管理	○	×	×	○	○	○	○
39. 老人福祉施設整備資金利子補給費補助	○	○	×	×	×	○	○
40. 老人クラブ活動等補助	○	○	○	○	○	○	○
41. 敬老会補助	×	×	○	○	○	○	○
42. 敬老記念品の贈与	○	○	○	○	○	○	○
43. 敬老祝金の支給	○	×	×	○	○	○	○
44. 敬老年金給付事業	○	○	×	○	○	○	○
45. 日田市福祉バス運行事業	○	×	×	×	×	×	×
46. 高齢者保健福祉計画	○	○	○	○	○	○	○
実施合計数	39	25	23	27	23	27	

資料：日田市郡合併協議会、資料7-1 協議第31号「各種福祉制度の取扱い(その2)」、資料20-1 協議第31号「各種福祉制度の取扱い」より作成

## 資料1－5 老人保健協議項目の一覧

注：○は実施、×は実施していない

協議項目	日田市	天瀬町	大山町	前津江村	中津江村	上津江村
1. 介護家族健康相談	○	×	×	×	×	×
2. 介護者健康教室	○	×	×	○	×	×
3. 機能訓練：A型機能訓練（基本型）	○	×	×	○	×	×

資料：日田市郡合併協議会、資料7-1 協議第34号「保健・医療関係事業の取扱いについて」より作成

## 資料1－6 その他項目の一覧

注：○は実施、×は実施していない

協議項目	日田市	天瀬町	大山町	前津江村	中津江村	上津江村
1. 社会福祉施設整備費補助	○	×	×	×	×	×
2. 町民憩の家管理運営	×	○	×	×	×	×
3. 地域福祉計画	×	○	×	×	×	×

資料：日田市郡合併協議会、資料9-1 協議第31号「各種福祉制度の取扱いについて」より作成

## 資料2 調整案と合併後の状況

### 資料2-1 子育て支援協議項目の合併後の状況

国・県の制度に基づき全市町村で実施している事業		調整案	合併後の状況
1. 母子家庭等医療費助成(4)		新市に引き継ぐ(3)	新市に引き継ぎ実施、平成18年4月から「ひとり親家庭医療費助成」に改正
国・県の制度に基づいているが、全市町村では実施していない事業			
2. 児童館(4)		新市に引き継ぐ。但し、利用者は無料とし、イベント等材料代は自己負担	新市に引き継ぎ、4館を設置（中央、天瀬、大山、松原児童館）、利用者は無料とし、材料代の自己負担なし（20年指定管理者制度の活用予定）
3. 放課後児童クラブ(6)		現行どおり新市に引き継ぐ。但し、運営方法、利用者負担は自己負担	新市に引き継ぎ、現在12クラブ 運営方法は統一化を図り、利用者負担については基本的に5千円で統一の方向。但し、負担金決定にあたり特別な理由がある場合はこの限りではない。
4. 児童育成計画(1)		市町村の実情を尊重しながら新市で調整し策定	合併後の新市計画を平成18年3月に策定「ひたし子ども育成支援行動計画」
県・市町村の制度に基づき、全市町村で実施している事業			
5. 乳幼児医療費助成（入院）0歳～3歳生月 乳幼児医療費助成（入院）上記翌月～6歳 で迎える3月末 乳幼児医療費助成（通院・歯科・調剤） 0歳～3歳生月 (保健・医療関係事業の取扱い)(2)		全額助成を新市に引き継ぐ	全額助成（県1/2、日田市1/2）を引き継ぎ実施 大山町・中津江村は通院・歯科・調剤について 3歳未満から就学前へ対象が拡大した。
単独事業			
6. 乳幼児医療費助成（通院・歯科・調剤） 上記翌月～6歳で迎える3月末 (保健・医療関係事業の取扱い)(2)		自己負担金は全額助成	自己負担金は全額助成
7. 子育て支援センター(2)		新市に引き継ぐ	新市に引き継ぎ、4ヶ所で実施（丸の内、日隈、前津江、上津江すぎっ子）
8. 母子世帯等小口資金貸付(3)		新市に引き継ぐ	新市に引き継ぎ実施

資料：日田市の資料に基づき作成、（ ）はパターン番号

### 資料2-2 保育所関係協議項目の合併後の状況

協議項目		調整案	合併後の状況
1. 保育所（園）(4)		引き継ぎ、民営化を含め運営方法を検討	新市に引き継ぎ27園 運営方針（H18年4月現在、公立7園、公設民営6園、私立14園）（市立保育園 H18年度5施設、19年度1施設、20年度・21年度2施設 指定管理者制度活用予定）
2. 保育料(3)		年齢区分は3区分基準額は22年度統一、但し、19年度から21年度の3年間で統一に向けて段階的に調整	①年齢区分は「3歳未満児」「3歳児」「4歳以上児」で実施、 ②基準額は22年度統一、但し、19から21年度の3年間の段階的調整機関に大きな税改革が予定されていることから、その影響額を踏まえ検討する。
3. 障害児保育(4)		新市に引き継ぐ	新市に引き継ぎ、負担金については17年度から旧日田市の例により実施、実施施設は新市に引き継ぐとともに、必要に応じ新市で決定している（白蓮、日隈、丸の内、みそら保育園）。
4. 特別保育	乳幼児保育	実施なし、15年度から廃止	実施なし、15年度から廃止
	一時保育(2)	新市に引き継ぐ	新市に引き継ぎ、負担金は日田市の例により、8時間1,600円・4時間800円。実施施設は必要に応じて決定。大山、天瀬、上津江は実施。（現在23施設で実施）
	休日保育(4)	新市に引き継ぐ	新市に引き継ぎ、負担金は月額2000円、実施施設は必要に応じて決定（現在、旧日田市4施設で実施）
	延長保育(4)	新市に引き継ぐ	新市に引き継ぎ、負担金は月額2,500円、実施施設は必要に応じて決定。（現在、旧日田市6施設と中津江で実施）

資料：日田市の資料に基づき作成、（ ）はパターン番号

### 資料2-3 障害者（児）関係協議項目の合併後の状況

国・県の制度に基づき全市町村で実施している事業		調整案	合併後の状況
1. 経過的福祉手当(4)		新市に引き継ぐ	合併後引き続き、国・県の制度に基づき実施
2. 障害児福祉手当(4)		新市に引き継ぐ	合併後引き続き、国・県の制度に基づき実施
3. 特別障害者手当(4)		新市に引き継ぐ	合併後引き続き、国・県の制度に基づき実施
4. 特別児童扶養手当(4)		新市に引き継ぐ	合併後引き続き、国・県の制度に基づき実施
5. 身体障害者施設支援費(4)		新市に引き継ぐ	合併後引き続き、国・県の制度に基づき実施（18年度10月以降は新サービス体系へ移行）
6. 更正医療の給付(4)		新市に引き継ぐ	合併後引き続き、国・県の制度に基づき実施（18年度より自立支援法に基づく障害福祉サービスへ移行）
7. 居宅生活支援(4)		新市に引き継ぐ	支援費制度による居宅生活支援費

8. 在宅重度障害者（児）住宅改造助成事業(4)	新市に引き継ぐ	合併後引き続き、国・県の制度に基づき実施
9. ストマ用装具助成事業(4)	新市に引き継ぐ	合併後引き続き、国・県の制度に基づき実施
10. 身体障害者（児）日常生活用具給付(4)	新市に引き継ぐ	合併後引き続き、国・県の制度に基づき実施
11. 身体障害者補装具交付及び修理(4)	新市に引き継ぐ	合併後引き続き、国・県の制度に基づき実施
12. 知的障害者施設支援費(4)	新市に引き継ぐ	合併後引き続き、国・県の制度に基づき実施
13. 知的障害者居宅支援（障害児短期入所、障害児ホームヘルプサービス、心身障害児デイサービスは全市町村実施、グループホームは日田市だけ)(4)	新市に引き継ぐ	合併後引き続き、国・県の制度に基づき実施（グループホーム施設は旧日田市だけのため対象が旧町村に範囲拡大）
14. 知的障害者（児）日常生活用具給付等事業	新市に引き継ぐ	合併後引き続き、国・県の制度に基づき実施
15. 身体障害者・知的障害者相談(5)	新市に引き継ぐ	県提示相談員数確保して引き継ぎ実施
16. 精神障害者就労促進事業通所費補助(4)	新市に引き継ぐ	利用なく廃止
17. 精神障害者居宅生活支援事業(4)	新市に引き継ぐ	18年度より障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスへ移行
18. 医療費助成(4)	新市に引き継ぐ	新市に引き継ぐ
国・県の制度に基づいているが、全市町村では実施していない事業		
19. 障害者社会参加促進事業（日田市・天瀬町のみ実施)(1)	新市に引き継ぐ	旧日田市の基準により事業対象を全市に拡大
20. 心身障害者就労促進事業通所費補助（日田市・天瀬町のみ実施)(2)	新市に引き継ぐ	旧日田市の基準により事業対象を全市に拡大
21. 知的障害者小規模通所授産施設運営事業費補助（日田市のみ実施)(4)	新市に引き継ぐ	旧日田市施設で新市に引き継ぐ
22. 知的障害者自立促進事業(4)	新市に引き継ぐ	旧日田市施設で新市に引き継ぐ
単独事業		
23. 障害者生活支援事業(4)	新市に引き継ぐ (玖珠郡との調整が必要)	旧日田市施設で新市に引き継ぐ
24. 障害者基本計画(4) (郡部は日田玖珠圏域障害者計画)	新市で新たに作成	18年度に作成
25. 住民啓発事業(4)	新市に引き継ぐ	日田市で引き継ぎ実施
26. 障害者住宅整備資金貸付(1) (日田市のみ実施)	新市に引き継ぐ	合併により事業対象を全市に拡大
27. 重度障害者福祉タクシー利用助成(3)	新市に引き継ぐ。助成内容には合併までに調整	文中で説明
1) タクシー支援による移動支援		現行どおり、事業対象を全市に拡大
2) タクシーが利用できない移動支援		
28. 心身障害者年金(5)	廃止を検討（前津江村だけ実施されていた）	廃止

資料：日田市の資料に基づき作成、（ ）はパターン番号

## 資料 2－4 高齢者福祉協議項目の合併後の状況

国・県の制度に基づき全市町村で実施している事業	調整案	合併後の状況
1. 生きがい活動支援通所事業		
1) 生きがい対応型デイサービス(1)	新市に引き継ぐ、内容は合併までに調整	日田市の例により引き継ぎ実施、18年度は介護予防のメニューを取り入れる。 17年度は前津江村の介護予防型デイサービス利用者を生きがい対応型デイサービスへ移行、旧日田市のみの実施であるため、18年度は事業を見直し、生きがい対応型デイサービスへ移行
2) 介護予防型デイサービス(4)		
2. 老人日常生活用具給付等(4)	新市に引き継ぐ、内容は合併までに調整	日田市の例により引き継ぎ実施
3. 軽度生活援助事業(3)	新市に引き継ぐ、内容は合併までに調整	新市に引き継ぎ、利用者負担は旧日田市の基準（1時間当たり120円）。中津江村300円・天瀬町150円が120円に下がる。
4. 緊急通報体制等整備事業(4)	新市に引き継ぐ	日田市の例により引き継ぎ実施
5. 老人保護措置事業(4)	新市に引き継ぐ	日田市の例により引き継ぎ実施（18年度に措置基準が変更）
6. 在宅介護者支援事業(4)	新市に引き継ぐ	新市に引き継ぎ実施（18年度3月、在宅介護支援センター廃止のため在宅介護者支援事業も廃止）
国・県の制度に基づいているが、全市町村では実施していない事業		
7. 介護予防事業(5)	新市での実施事業、内容について合併までに調整	中津江村を除く旧郡部で実施していたが、合併後廃止
8. 家族介護者教室(2)	新市での実施事業、内容について合併までに調整	日田市の例により引き継ぎ実施
9. 家族介護交流事業/リフレッシュ旅行(5)	新市での実施事業、内容について合併までに調整	上津江村において実施していたが、合併後は廃止
10. 家族介護用品の支給(3)	新市での実施事業、内容について合併までに調整	日田市の例により引き継ぎ実施中津江村、上津江村、大山町は増額、天瀬町は減額
11. 家族介護慰労金の支給(3)	新市での実施事業、内容について合併までに調整	日田市の例により引き継ぎ実施、前津江村の独自事業は廃止
12. 食の自立支援配食サービス事業（配食サービス)(3)	新市での実施事業、内容について合併までに調整	事業内容と対象者は日田市の例により実施、郡部は大瀬町と大山町の一部の地域のみ実施、大部分の町村部は廃止
13. 外出支援サービス事業(3)	新市での実施事業、内容について合併までに調整	新市に引き継ぎ実施、事業内容と対象者は旧日田市の例による。片道利用料金は、日田市・大山町・前津江村は40円。前津江村・中津江村・上津江村は50円、前津江村は3円高くなり、中津江村50円安くなる。

14. 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業(3)	新市に引き継ぐ	日田市の例により引き継ぎ実施、中津江村で新規実施
15. 住宅改修指導事業(2)	新市に引き継ぐ	日田市の例により引き継ぎ実施、天瀬町、上津江村で新規実施
16. 訪問理美容サービス事業(1)	新市に引き継ぐ	日田市の例により引き継ぎ実施、日田市でのみ実施を郡部町村全域に拡大
17. 生活管理指導員派遣事業(5)	廃止する	天瀬町・大山町が実施していたが廃止、合併前の利用者については軽度生活援助事業に移行
18. 生活管理指導短期宿泊事業(3)	新市に引き継ぐ	日田市の例により引き継ぎ実施、未実施の前津江村にも拡大、利用料は増額(20円)になるとこると減額(280)になるところがある。
19. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(2)	現行の委託内容を基本に予算の範囲内で新市にて調整	継続して実施、日田市老人クラブ連合会を中心となり実施 未実施であった天瀬町・中津江村も実施
20. 高齢者食生活改善事業(5)	廃止する	前津江村・上津江村で実施していたが廃止
21. 成年後見制度利用支援事業(1)	新市に引き継ぐ	日田市ののみで実施していたのを新市全域に拡大
22. シルバーハウジング(1)	新市に引き継ぐ	旧日田市の県営住宅・市営住宅の高齢者世話付住宅で実施
23. 高齢者地域支援体制整備・評価事業(4)	新市に引き継ぐ	新市に引き継ぐとされていたが、旧日田市は15年度では廃止していたため社協の単独事業として実施
24. 高齢者等在宅生活環境整備(2)	新市に引き継ぐ	新市に引き継ぎ実施、中津江村は未実施であったが、新市全体で実施
<b>市町村の単独事業</b>		
25. 在宅福祉住宅整備資金貸付事業(1)	新市に引き継ぐ	日田市単独事業を新市全域に拡大
26. 緊急短期入所生活介護支援事業(5)	廃止検討	天瀬町単独事業のため廃止
27. 在宅介護おむつ代助成(1)	新市に引き継ぐ	日田市単独事業を新市全域に拡大
28. 独居老人安否確認事業(1)	新市に引き継ぎ、制度内容は改めて検討	合併後廃止し、社協実施要援護者ネットワーク事業へ移行して実施
29. 高齢者健康増進事業(4)	新市に引き継ぎ、内容等は新市で調整	ゲートボール場の土入れ事業のみ実施、日田市にて実施していた各種スポーツ大会の賞品代・1日保険加入等は老人クラブ補助金に一本化。
30. 金婚夫婦を祝う会(5)	廃止を検討	天瀬町単独事業のため廃止
31. 一人暮らし交流会(5)	廃止を検討	天瀬町単独事業のため廃止
32. ホームヘルパー育成事業(1)	新市に引き継ぐ	日田市単独事業を新市全域に拡大
33. 在宅介護支援センター(4)	新市に引き継ぎ	17年度は基幹型(1)、地域型(9)に分けて実施18年度は介護保険制度の改正により、在宅介護支援センター(9)を廃止し、地域包括支援センターを設置
34. 緊急通報センター管理委託事業(4)	現行どおり引き継ぐ、運営方式は合併までに調整	日田市、天瀬町の通報先を日田市へ統合上津江村は上津江村保健センター
35. 老人ホーム（養護老人ホーム日田市延寿寮）(4)	引き継ぎ、運営方法は新市で民営化を検討	第3次日田市行政改革推進計画において、民間委託を検討
36. 高齢者生活福祉センター運営事業(4)	新市に引き継ぐ（前津江村、中津江村、上津江村事業）	17年度は従前どおり社協へ管理運営を委託し、入所決定等は市で実施、18年度は指定管理者制度を導入し、社協を指定管理者として指定。負担金を統一
37. 老人福祉センターの管理(4)	新市に引き継ぐ	17年度は日田市・中津江村・天瀬町の福祉センターを市直営、大山町の福祉センターを社協へ委託 18年度は大山総合福祉センターを市直営へ移行。民間委託を検討
38. 老人集会所管理(4)	現行どおり引き継ぐ、運営方式は合併までに調整	17年度においては管理・運営については従前どおり、18年度においては小野地区（旧日田市）・池の山（旧中津江村）老人憩いの家について指定管理制度を導入
39. 老人福祉施設整備資金利子補給費補助(4)	新市に引き継ぐ（日田市、天瀬町で実施）	県が13年度に事業の見直しを行なったのに伴い、日田市でも見直し。従前に申請のあったものについて償還期間終了まで利子補給
40. 老人クラブ活動等補助(4)	統合化を進め、新市において調整	日田市老人クラブ連合会と日田郡老人クラブ連合会が合併。ただし、上津江は休会
41. 敬老会補助(5)	一旦廃止し、新市において改めて検討	大山町・前津江村・中津江村・上津江村で実施していたが、廃止
42. 敬老記念品の贈与(6)	一旦廃止し、新市において改めて検討	事業の見直しを行い、90歳、100歳の誕生日に敬老記念品を贈与
43. 敬老祝金の支給(5)	一旦廃止し、新市において改めて検討	前津江村・中津江村・上津江村で実施していくが、廃止
44. 敬老年金給付事業(2)	一旦廃止し、新市において改めて検討	事業内容の見直し、公的年金（恩給を含む）の需給のない方のみ対象とし、年間給付額を24,000円に統一。大山町は新規実施、現状維持の前津江村以外は増額
45. 日田市福祉バス運行事業（日田市のみ実施）(4)	現行どおり新市に引き継ぐ	従前どおり、スクールバスの空き時間を利用して、6路線を運行
46. 高齢者保健福祉計画(4)	新市において速やかに調整	平成18年3月に、日田市老人保健福祉計画《2006》を策定

資料：日田市の資料に基づき作成、（ ）はパターン番号

## 資料 2-5 その他協議項目の合併後の状況

1. 社会福祉施設整備費補助(1)	新市に引き継ぐ	新市に引き継ぎ実施
2. 町民額の家管理運営(4)	新市に引き継ぐ	新市に引き継ぎ実施（19年度廃止予定）
3. 地域福祉計画(1)	新市で作成	平成18年8月答申

資料：日田市の資料に基づき作成、（ ）はパターン番号

## 資料 3 障害者手帳の交付状況

交付手帳	日田市	天瀬町	大山町	前津江村	中津江村	上津江村	合計
1. 身体障害者手帳交付	1級 722	113	55	25	15	14	944
	2級 473	80	38	14	8	12	625
	3級 470	58	31	9	12	9	589
	4級 517	69	47	20	15	15	683
	5級 243	39	26	8	6	6	328
	6級 195	39	24	9	5	7	279
	計 2,620	398	221	85	61	63	3,448
2. 療育手帳交付	A 1	1	—	—	—	—	2
	A 1 66	10	4	—	4	2	86
	A 2 72	10	4	1	5	4	96
	B 2	—	—	—	—	—	2
	B 1 114	13	9	3	3	3	145
	B 2 118	8	7	4	2	3	142
	計 373	42	24	8	14	12	473
3. 精神障害者保健福祉手帳交付	1級 6	1	—	—	—	—	7
	2級 51	7	—	1	—	—	59
	3級 18	2	—	—	—	—	20
	計 75	10	—	1	—	—	86

資料：第7回日田市郡合併協議会 協議項目 付属資料 資料7-1 76頁

## 資料 4：天瀬町の軽度生活援助サービスの利用料

サービス名	サービス内容	1回当たり派遣時間	1時間当たり利用料
外出援助	通院介助	4時間以内	150円
	福祉サービス利用のための通所介助	往復1時間以内	150円
	買い物の付き添い	3時間以内	150円
	散歩介助	1時間以内	150円
	その他外出の付添い	1時間以内	150円
食材の確保	食材の買い物	1時間以内	150円
	日用必需品の買い物	1時間以内	150円
	宅配の手配	30分以内	150円
洗濯	寝具類等大物の洗濯	1時間以内	150円
	寝具類の日干し	1時間以内	150円
	クリーニングの搬出入	30分以内	150円
家の周りの手入れ	草刈	3時間以内	1,000円
	落ち葉等の掃除	3時間以内	1,000円
軽微な修繕	家屋の修繕	必要な時間	500円
	電気修理	必要な時間	500円
家屋内の整理	配偶者が亡くなった場合の遺品処理	2時間以内	1,000円
	その他家屋の整理	2時間以内	500円
目が不自由な方への援助	朗読	1時間以内	150円
	代筆	1時間以内	150円
除雪	玄関から道路までの除雪	30分以内	500円
	災害防備	必要な時間	500円
その他町長が認める軽易なサービス		別途定める	別途定める

資料：第7回日田市郡合併協議会 協議項目 付属資料 資料7-1 81頁

## 資料 5：福祉施設の分布

施設種別	施設数		施設種別	施設数	
	郡部町村	日田市		郡部町村	日田市
養護老人ホーム	0	1	身体障害者小規模作業所	1	0
高齢者生活支援センター	3	0	身体障害者生活支援センター	0	1
在宅介護支援センター	6	4	知的障害者更正施設	0	1
老人福祉センター	1	1	知的障害者通所授産施設	0	1
老人憩いの家	2	1	知的障害者小規模通所授産施設	0	1
保育所	10	17	知的障害者デイサービスセンター	0	1
児童館	3	1	知的障害者グループホーム	0	8
児童遊園	0	1	知的障害者小規模作業所	0	1
身体障害者療養施設	0	1	地域福祉センター	2	0
在宅障害者デイサービス施設	0	1	合計	28	42

資料：「平成16年度福祉の現況」大分県日田福祉事務所 4頁

資料 6 : 知的障害者援護施設入所状況

(単位:人)

施設の種別と位置		郡部町村	日田市	合 計
更正施設	日田市内	17	29	46
	日田市を除く県内	13	20	33
	県外	4	6	10
	小 計	34	55	89
授産施設	日田市内	3	25	28
	日田市を除く県内	5	7	12
	県外	1	3	4
	小 計	9	35	44
グループ ホ ー ム	日田市内	9	12	21
	日田市を除く県内	1	2	3
	県外	1	1	2
	小 計	11	15	26
合 計		54	105	159

資料:「平成16年度福祉の現況」大分県日田福祉事務所 19頁

資料 7 : 合併前の保育料徴収基準額

市 町 村		日 田 市			天 瀬 町		
区 分		徴収基準額(月額)			徴収基準額(月額)		
		3歳未満児	3歳児	4歳児以上	3歳未満児	3歳児以上	
1 階 層		0	0	0	0	0	
2 階 層		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
3 階 層		15,000	15,000	15,000	14,500	14,500	
4 階 層		25,000	25,000	25,000	23,000	23,000	
5 階 層		38,000	38,000	32,140	33,000	33,000	
6 階 層		54,080	38,000	32,140	42,000	36,000	
7 階 層		65,800	38,000	32,140	55,000	41,000	
市 町 村		大 山 町			前 津 江 村		
区 分		徴収基準額(月額)			徴収基準額(月額)		
		3歳未満児	3歳児以上		3歳未満児	3歳児以上	
1 階 層		0	0		0	0	
2 階 層		7,200	4,800		4,500	4,500	
3 階 層		15,600	13,200		12,370	12,370	
4 階 層		24,000	21,600		20,250	20,250	
5 階 層		35,600	33,200		31,120	31,120	
6 階 層		45,000	40,000		45,750	39,800	
7 階 層		50,000	45,000		60,000	39,800	
市 町 村		中 津 江 村			上 津 江 村		
区 分		徴収基準額(月額)			徴収基準額(月額)		
		3歳未満児	3歳児	4歳児以上	3歳未満児	3歳児	4歳児以上
1 階 層		0	0	0			0
2 階 層		4,500	4,500	4,500			4,800
3 階 層		12,370	12,370	12,370			13,200
4 階 層		20,250	20,250	20,250			21,600
5 階 層		31,120	31,120	31,120			33,200
6 階 層		43,500	43,500	39,840			46,400
7 階 層		44,570	44,570	39,840			61,600

資料:第4回日田市郡合併協議会 協議項目 付属資料 資料1 16頁